

# あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」 プロジェクト推進に係る会議運営・調査業務委託 仕様書

## 1 目的

愛知県では、ドローンや空飛ぶクルマ等の次世代空モビリティの社会実装の早期化を図るとともに、自動運転車等の「陸」のモビリティとの同時制御により創出される新しいモビリティ社会「愛知モデル」の構築や、次世代空モビリティの基幹産業化を目指す「あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」(以下「プロジェクト」という。)を推進している。

2024年2月に策定したプロジェクトの「推進プラン」では、プロジェクトの目指すべき将来像やその実現のためのロードマップ等の取組の方針を示したところである。

本委託業務では、「推進プラン」で示した取組方針に沿って、空モビリティの早期社会実装を進めるための取組及び、次世代モビリティ産業の基幹産業化を進める取組として、(1) プロジェクト推進に係る会議運営業務、(2) 次世代空モビリティの社会実装に向けたルール作り・支援施策に関する調査業務、(3) ドローン物流運営事業者参入支援調査業務及び(4) サプライチェーン構築調査業務を行う。

## 2 委託期間

契約締結日から2025年3月31日(月)まで

## 3 全般的な事項

(1) 愛知県は、2024年2月にプロジェクトの今後の取組や、方向性を示した「推進プラン」をとりまとめた。本業務は当該プランに沿ってプロジェクトの推進を図るものであることから、「推進プラン」の理解に努めた上で業務を行うこと。

※資料：

- あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」について  
(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/460185.pdf>)
- あいちモビリティイノベーションプロジェクト「空と道がつながる愛知モデル 2030」推進プラン  
(<https://www.pref.aichi.jp/uploaded/attachment/494809.pdf>)

(2) 本業務の実施に当たり、迅速かつ確実に対応できる要員及び体制を確保すること。

## 4 業務実施内容

### (1) プロジェクト推進に係る会議運営業務

ア プロジェクトチーム (PT) 会合

(ア) 参加人数

プロジェクトチームメンバー、アドバイザーリーボード(有識者)、報道機関、傍聴者等  
約40名程度

- (イ) 開催頻度  
2回／年（10月、2月頃）程度
- (ウ) 場所  
愛知県内の会議室
- (エ) 内容の想定
  - ・プロジェクトの進捗報告
  - ・アドバイザーボードからの助言
  - ・その他プロジェクト推進に関わること

#### イ 革新的ビジネスモデルタスクフォース（革新的ビジネスモデル TF）

- (ア) 参加人数  
タスクフォースメンバー 約20名程度
- (イ) 開催頻度  
5回程度／年程度
- (ウ) 場所  
愛知県内の会議室
- (エ) 内容の想定
  - ・ローンチモデル検討チームからの進捗報告
  - ・プロジェクト推進に係る個別事項の検討  
(想定議題として、新規PTメンバーの検討、ネットワークメンバーの参画確認、プロジェクトチーム会合に関する協議、他のTF（「ルール作りTF」「機運醸成TF\*」「供給力強化TF」。）に関する情報共有等。）
    - ※機運醸成TFは本委託とは別に運営

#### ウ ルール作りタスクフォース（ルール作り TF）

- (ア) 参加人数  
タスクフォースメンバー、次世代空モビリティ関連の有識者等 約20名程度
- (イ) 開催頻度  
3回／年程度  
(内容によっては、革新的ビジネスモデルTFの議題に盛り込んでもよい)
- (ウ) 場所  
愛知県内の会議室
- (エ) 内容の想定
  - ・国への要請に係る内容検討
  - ・次世代空モビリティ関連の法規制緩和について
  - ・次世代空モビリティ社会実装に向けた支援制度について

#### エ 供給力強化タスクフォース（供給力強化 TF）

- (ア) 参加人数

タスクフォースメンバー、次世代空モビリティ関連企業等 約 20 名程度

(イ) 開催頻度

3 回／年程度

(ウ) 場所

愛知県内の会議室

(エ) 内容の想定

- ・ 県内製造業の次世代空モビリティ産業への参入可能性検討
- ・ 愛知県が次世代空モビリティ産業拠点となるために必要な機能検討

※具体的な運営については(4)サプライチェーン構築調査業務 ア ドローン関連参照。

オ 事務局会議

(ア) 参加人数

県、提案者等 約 10 名程度

(イ) 開催頻度

2 回／月程度

(ウ) 場所

愛知県内の会議室

(エ) 内容の想定

- ・ PT 会合の資料検討
- ・ 各 TF の資料検討
- ・ その他事務局運営全般

【事務局運営の想定】

① 検討に必要な事項の調査

効果的な座組の組成や追加のメンバーの検討など、プロジェクトの推進に必要な事項を整理し、必要に応じて文献調査・ヒアリング調査を実施すること。

② 会議資料の作成・印刷

PT 会合、TF、事務局会議での検討用の資料を作成・印刷すること。

③ 会議の日程調整、開催場所の確保、参加者への案内通知等

④ ヒアリング調査の日程調整、内容検討

⑤ その他、プロジェクト推進に関する検討事項や関係者との対応、個別の打合せ等の発生が想定されるため、必要に応じ柔軟に対応すること。

< 共通事項 >

- ・ 会議の開催内容は現時点での想定であるため、随時変更の可能性がある。このため、県やプロジェクトメンバーと密に調整し、常に内容のブラッシュアップに努めること。
- ・ 会議の開催頻度は検討内容や時期により変動が見込まれるため、柔軟に対応すること。
- ・ 会議資料の作成にあたっては、各参加者が持ち込んだパソコンで共有できるフォーマットで作成すること

- ・会議開催に向けては、会場の準備、司会等の議事運営、感染症対策の実施、オンライン参加者への対応（ビデオカメラやスクリーンなど必要な機器等の準備等）などを実施すること。
- ・会議終了後は遅滞なく議事録を作成し、参加者に共有すること。
- ・愛知県が別に発注するプロジェクト関連事業（物流ドローン社会実装モデル推進事業業務等）の受託者や各 TF を運営する事業者と情報共有を行うなど連携を密に行い、資料作成や運営に反映させること。

## （２）次世代空モビリティの社会実装に向けたルール作り・支援施策に関する調査業務

次世代空モビリティの社会実装に向けては、国による法整備や実証実験等の技術開発支援を始め、全国各地の自治体においてもそれぞれの地域特性に応じた取組がなされているところである。本県においても、これまでに次世代空モビリティの社会実装に向けた検討を進めてきたところであるが、「推進プラン」に掲載された「愛知モデル」（５つの重点モデル：田園・離島モデル、住宅地モデル、人流モデル、災害対応モデル、都市モデル）や 2026 年度頃に社会実装を目指すローンチモデルの実現に向けては、航空管制のルール作りや必要となる支援施策の検討がますます必要となっている。

そこで、本調査では、次世代空モビリティのユースケース毎に、社会実装のボトルネックとなっている法令・制度の洗い出しや、ビジネスとして自立していくまでに必要となる支援施策について検討するとともに、関係各機関への働きかけに資する資料を作成する。

### ア 社会実装に向けた課題や関連する法令・制度の洗い出し

推進プランに記載された「愛知モデル」の実現に向けて、具体的なユースケースを想定したうえで、技術面、ビジネスモデル面、制度面等に関して、社会実装に向けてボトルネックとなっている課題を整理するとともに、関連する法令・制度の洗い出しを行うこと。

#### （ア）想定するユースケースの数

10 件程度

#### （イ）調査方法

文献調査及びヒアリング調査

#### （ウ）ヒアリング調査対象の想定

次世代空モビリティ製造やサービスに携わる企業・団体、有識者、自治体 等

#### （エ）とりまとめの時期等

2024 年 9 月 中間とりまとめ

2025 年 2 月 最終とりまとめ

#### （オ）留意事項

とりまとめの時期にかかわらず、関係者等への情報共有や意見交換に活用するため、必要な資料の作成など、県との調整の上、柔軟に対応をすること。

#### 【社会実装に向けた課題の例】

<ドローン>

#### （技術面）

○型式認証の取得促進（ドローンアナライザーを利用した飛行試験時間の代替

化・評価基準の作成、無操縦者航空機の型式認証等)

(ビジネスモデル面)

- 運航ルール緩和や実証事業許可の促進（置き配のための 30mルールの緩和、落下分散範囲の在り方、夜間飛行条件の緩和、レベル 3. 5 飛行の運用条件緩和等)
- サービス運営事業者等に対する物流ドローンの初期導入コストへの支援制度等（機体購入支援、サービス運営事業者への運営費支援、ドローンポート整備支援等)

(制度面)

- 通信関連規格の緩和（2. 4GHz 帯（小電力データ通信システムの周波数帯）電波の出力拡大等)
- ドローン運航管理システム（UTM）と航空管制(ATM)との連携制度
- ドローンを災害時に活用する際の必要な法令・制度の検討

<空飛ぶクルマ>

(技術面)

- 型式認証の取得促進（空飛ぶクルマの型式認証の在り方等)

(ビジネスモデル面)

- 空飛ぶクルマを用いた事業を実施するための初期導入コストへの支援制度等（機体購入支援、サービス運営事業者への運営費支援、バーティポート整備費支援等)

(制度面)

- バーティポート設置や運航規制（空飛ぶクルマの飛行形態にあったポート整備指針等)
- 飛行領域の拡大（150m以下の飛行の法整備、特区の検討等)

イ 効果的な法改正・制度設計及び支援施策の検討

(ア) 法改正・制度設計

アで整理した法令・制度に関する課題等について、当該法令制度が設けられた背景や趣旨を明らかにするとともに、課題等の解決に向けた具体的な改正案や制度設計について提案を行うこと。その上で、具体的な改正案や制度による定量的な効果（インパクト）の算出を行うこと。

(イ) 支援施策

アで整理したビジネス面での課題等について、民間のビジネスとして自立していくまでに必要となる国や関係団体の支援施策について提案すること。

(ウ) 留意事項

- ・想定するユースケースの数、調査方法、ヒアリング調査対象の想定、取りまとめの時期等については、アと同様とする。
- ・(2) の調査結果は、随時活用していく予定のため、県からの求めに応じて資料作成するなど柔軟に対応すること。

### <想定活用先>

(随時) 国(国土交通省、経済産業省等) に対しての情報共有・意見交換に活用

(11月頃) 愛知県から国への統一要請への盛り込み

(2月頃) とりまとめ・公表

・調査にあたっては、事業者や有識者(法律の専門家等)、自治体へのヒアリング調査等を行いより効果的なものとする。

・愛知県が別に発注するプロジェクト関連事業(物流ドローン社会実装モデル推進事業業務等)で得た知見を活用するため、同事業を行う事業者との連携を密にして検討を進めること。

### (3) ドローン物流運営事業者参入支援調査業務

ドローンを活用した物流(ドローン物流)については、高ペイロードの機体開発や、実際のサービスを想定した実証実験の積み重ね等により、社会実装に向けた機運が高まっている一方で、実際のサービスの社会実装は一部にとどまっている。原因としては、サービス運営のビジネスモデルが確立されていないことや、ドローン物流の認知度が低いことなど、様々な要因が考えられる。

本調査では、地域や業種毎に多数存在すると考えられるドローン物流のニーズ把握や、ビジネスとしての自立が有望なユースケース毎に、地域の特徴・事業性(収益構造)・課題整理、現状からの技術力の向上や制度改正など将来見込まれる変化を踏まえた、実際のサービス運営に必要な知見等のとりまとめを実施・公表することで、ドローン物流の運営事業者参入を支援する。

#### ア ドローン物流のモデルケース検討

##### (ア) 実施方法

ヒアリング調査・文献調査

##### (イ) モデルケース件数

10件程度

##### (ウ) 調査項目

###### a 有望地域・ルート調査

愛知県内でドローン物流のビジネスとしての自立可能性が高いと考えられるユースケースを想定し、社会実装が期待される場所の特徴や具体の飛行ルートを整理する。場所の抽出にあたっては、「推進プラン」を参考に、「イ ドローン物流のニーズ調査」の結果や、人口・企業集積や物流動線、搬送物などからマネタイズの可能性の高い場所を抽出すること。

###### b 事業性調査

aをもとにドローン物流サービス運営を行う際の将来の事業性を調査する。事業性の評価にあたっては、技術面、制度面、運用面上の課題を整理するとともに、事業性(人件費、事業運営・初期投資コストなどの支出面と、想定運賃(価格)や利用者数・運送便数など収益面等)を評価すること。

###### c 運営要件調査

ドローン物流における人員配置等のオペレーションや、ドローンの離発着場となる場所・規模等、目的に応じて必要な施設・設備要件等をウの報告書に掲載すること。

## イ ドローン物流のニーズ調査

### (ア) 実施方法

ヒアリング調査・アンケート調査

※地域（田園、山間地、住宅地、都市等）や業種（農林、建設、サービス（保守・点検等）、医薬、小売等）毎の集まりに参加するなど、効率的に調査を実施すること。

### (イ) ヒアリング件数

10 件以上

※推進プランに記載された「愛知モデル」の重点モデル（①田園・離島モデル、②住宅地モデル、⑤都市モデル）に沿ったヒアリング先を想定すること。

### (ウ) 調査項目

ドローン物流を社会実装するにあたり、地域や業種に応じた物流面におけるニーズを探索するとともに、ニーズに応じたドローンの活用可能性を調査する。調査結果は、「ア ドローン物流のモデルケース検討」に活用すること。

なお、ヒアリングに当たっては、サービス利用者側にとってドローン物流のイメージがわからないことが想定されるため、具体の事例紹介を行いつつ相互のコミュニケーションを図るなど、効果的な結果が得られるよう努めること。

## ウ 調査結果のとりまとめ・公表

ア、イの調査結果をとりまとめドローンの物流の運営事業に参入しようとする事業者向けの報告書を作成すること

### (ア) 整理する項目例

① ドローンを巡る動向や市場の将来性

② 国や県の導入支援策

全国や海外の物流ドローンを用いた取組事例（飛行ルート、運航管理、人員配置、離着陸場、ステークホルダー、事業性等）

③ サービス運営事業者として把握すべき基礎的情報（ドローンの種類、ドローンを用いた配送を行うオペレーションに関する関連規制等、ドローンポートの活用、ステークホルダー等）

④ 物流ドローンの事業性を向上させるための技術面、制度面、運用面等の課題

⑤ 具体のルートや事業性評価を踏まえたモデルケース案

### (イ) 公表の時期

2025 年 2 月

### (ウ) 公表の方法

#### ① Web の作成

報告書の内容を見やすく整理した Web ページを作成すること。

【Web ページ作成の要件】

- ・革新事業創造提案プラットフォーム（A-IDEA）内にある既存のページを更新することを原則とすること（<https://a-idea.jp/soramichi/>）
- ・Web ページは、Word Press を使用し作成すること。（A-IDEA が WordPress を使用し作成されているため）
- ・Web ページの構成については、ア、イの調査内容によって変動するため、県と調整し、検討すること。

## ②冊子の作成

①の内容を冊子とし、配布すること。

- ・冊子の仕様：A 4 両面カラー 20 ページ前後（内容により調整可）
- ・冊子の部数：100 部
- ・配布先：県内の商工会議所、商工会等の経済団体 等
- ・配布方法：郵送

## （エ）留意事項

- ・調査結果のとりまとめにあたっては、愛知が別に発注する「あいちモビリティイノベーションプロジェクト」の他の事業（物流ドローン社会実装モデル事業業務等）と密に連携すること。
- ・Web 及び冊子はドローン物流に興味のある事業者にとって参考となる内容としたいため、魅力的かつわかりやすく伝わるよう創意工夫すること。

## エ 物流モデル推進チーム（ローンチモデル検討チーム）会合の開催

「推進プラン」における 2026 年度頃の物流分野のローンチモデルや 2030 年度頃の「愛知モデル」（田園・離島モデル、住宅地モデル、都市モデル）を実現するため、プロジェクトチームメンバー等関係者で構成される会合（物流モデル推進チーム）を 2 か月に 1 回程度以上、開催し運営すること。

### 【想定される運営内容】

- ・座組の組成やメンバーの検討などは県と相談の上決定すること
- ・参加人数は、プロジェクトチームのうち物流モデルに関連するメンバー、県関係者等 5 名程度を想定し、具体的な開催日時や会場は県内の会議室やオンラインでの開催を含め、県と調整すること
- ・会議資料の作成（各参加者が持ち込んだパソコンで共有できるフォーマットで作成すること）
- ・開催日の日程調整、開催場所の確保（web 会議である場合を除く）、参加者への案内通知
- ・当日の運営支援（会場の準備、オンライン参加者への対応（ビデオカメラやスクリーンなど必要な機器等の準備等）など）
- ・議事録の作成・参加者への共有

## （4）サプライチェーン構築調査業務

次世代空モビリティについては、現在、社会実装に向けた機体開発やルールづくり等が進められているところであるが、2026 年度頃に初期の社会実装モデルであるローンチモデルが立



ち上がった後は、本格的な社会実装が進むものと考えられる。

このため、需要増に伴う生産体制を構築していく必要があるが、現段階では工場立地や試験・研究施設の立地等について議論が深まっているとはいえない。

愛知県は自動車・航空宇宙産業をはじめとする強固な産業基盤があり、また、次世代空モビリティ関連企業の集積が徐々に図られていることから、既存産業と次世代空モビリティとの連携により、将来的には研究・開発から生産までのサプライチェーンを構築することが可能と考えられる。

本調査では、次世代空モビリティのサプライチェーンを構築するための基礎情報を整理することとし、ドローンの機体開発や量産化に向けた課題等の洗い出しや、既存産業との親和性の検証等を実施するとともに、空飛ぶクルマ関連技術の開発状況等について整理する。

## ア ドローン関連

### (ア) 検討会の運営（供給力強化 TF として開催）

ドローンの機体開発や量産化に向けてボトルネックとなっている部品や技術課題等の洗い出しを行うとともに、既存産業との共同開発をはじめとした連携を検討し、新規部品開発や技術課題の解決へとつなげる。

プロジェクトチームメンバーや県関係者を中心に構成される検討会（供給力強化 TF）（20名程度を想定）を設置し、年3回程度の会合を開催するとともに、会議開催に向けた資料作成や関係者調整等の運営支援を行う。

#### 【参加者の構成について】

本調査の結果は、自動車・航空機産業等の今後参入が見込まれる事業者の参考になるものとするため、単なる公表情報の整理にとどまることのないよう、ドローンメーカーで実際にドローンを開発している技術者を加えるなど、最新の機体の部品構成や課題等について検討ができる体制を構築すること。

また、検討会には必要に応じて自動車サプライヤー・航空機サプライヤーの参加を求め、事業参入の障壁となっている課題や、解決策を検討するなど、より実効性のある内容とするよう努めること。

#### 【想定される議題】

##### ○第1回（9月頃）

- ・ドローンの開発や製造にあたっての課題の洗い出し（例、型式認証機体をベースとした供給部品における技術開発や量産化における課題紹介等）
- ・部品供給元候補となる事業者への要望事項の整理（例、部品を供給するための必要な数量や価格等）
- ・ヒアリング調査先の検討（部品供給元や部品の共同開発相手となりえる企業、試験研究環境を所有する事業者 等）

##### ○第2回（12月頃）

- ・機体開発に必要な試験設備や試験飛行場等の検討
- ・供給部品開発の方向性を整理・報告（既存部品の改良や新規部品開発の共同開発など）
- ・自動車サプライヤー・航空機サプライヤーからみた次世代空モビリティ産業への参

入に向けての課題整理

○第3回（2月頃）

- ・ 検討結果のとりまとめ
- ・ 検討結果を踏まえた今後の共同研究・開発の方向性の検討
- ・ 共同研究・開発に向けた支援施策の共有

(イ) ヒアリング調査の実施

検討会での検討の参考となる情報の収集や、次世代空モビリティ産業への参入を検討している事業者の掘り起こしなどを目的に、ヒアリング調査を実施する。

【調査先について】

- ・ 調査先の数や内容については、検討会での検討内容により変動するため、柔軟に対応すること。
- ・ 愛知県内外に関わらず、第一種・二種の型式証明の取得を目指すなど、社会実装に向けての意欲の高いドローンメーカー等を調査先に選定すること。
- ・ 部品供給元や共同開発相手となりうる者にヒアリングを行い、実際に進める際の課題や供給元あるいは共同開発相手としての条件の整理を行う。ヒアリング先の選定にあたっては、愛知県や近隣県に拠点のある自動車・航空機関連企業を中心に選定すること。
- ・ 機体開発や量産化に必要な環境整備について、国内にある既存製造拠点・試験施設等を整理したうえで、ヒアリング先を選定し実施すること。

イ 空飛ぶクルマ関連

空飛ぶクルマのパーツ供給を行う企業の開発動向や参入動向について調査するとともに、2030年度頃以降、空飛ぶクルマのエアタクシーでの利用拡大など普及期を見据え、空飛ぶクルマ関連技術の開発動向について調査する。

(ア) 調査方法

文献調査・ヒアリング調査

(イ) ヒアリング調査先の想定

- ・ 空飛ぶクルマメーカー
- ・ 空飛ぶクルマのパーツ供給を行っている、又は予定している事業者
- ・ 空飛ぶクルマの主要パーツの改良に資する研究・開発を行っている機関・事業者

(ウ) 調査先の数

- ・ 10件以上

(エ) 留意事項

- ・ 対象となる空飛ぶクルマメーカーは、国内外を問わず、商用運航を予定している機体を開発している事業者を選定すること。
- ・ 対象となるパーツ供給事業者は、愛知県内に事業所を持つ企業だけではなく、県外の企業でも、参考となる事業者を幅広く選定すること。
- ・ 空飛ぶクルマは現在型式証明取得に向け開発を進めている状況ではあるものの、商用運航のエリア拡大期（2030年度以降）を見据えた関連技術の開発動向をとらえ、

将来同産業への参入を目指す事業者の参考となるよう内容を充実させること。

#### ウ 調査結果のとりまとめ・公表

##### (ア) 公表の時期

2025年2月

##### (イ) 公表の方法

P T会合における公表を想定

##### (ウ) 留意事項

- ・とりまとめの内容については、企業が持つ技術・知見等の秘匿にすべき情報が含まれる可能性が高いため、公表にあたっては、情報提供者と事前によく調整し、企業活動に影響を与えないよう、細心の注意を払うこと。

## 5 成果物等

### (1) 成果物

- ・実績報告書
- ・4 (2) 業務でとりまとめた資料
- ・4 (3) 業務でとりまとめたモデルケース・ガイドブック 100部・web
- ・4 (4) 業務でとりまとめた資料
- ・本業務を実施する上で収集した各種記録や結果(収集した基礎データ、各種打ち合わせ記録、ヒアリング記録、本業務で作成使用した各種文書等及びその他県が指定するもの)

### (2) 納品方法

成果物は、A 4判縦・横書き(作図等は適宜使用し、A 3判の折込可)2部とその内容を記録した電子データを提出すること。

また、本業務における制作物については、その内容を記録した電子データを県の指定する方法で提出すること。

### (3) 納期

2025年3月31日(月)

### (4) その他

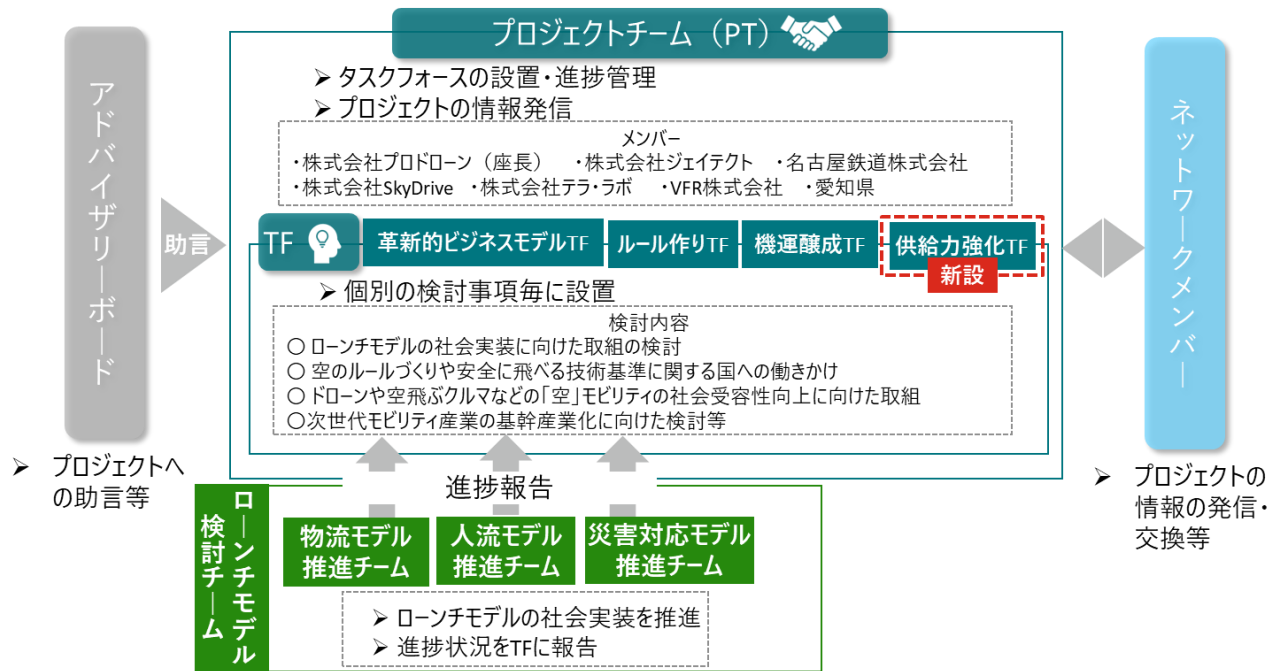
提出された成果物の一切の著作権は、委託者である県に帰属するものとする。

なお、県から経過報告を求められた時は、資料等の提出に対応すること。

6 業務スケジュール（想定）

	本事業の動き				関連事業の動き			
	4(1)	4(2)	4(3)	4(4)	物流ドローンに関する業務委託	空飛ぶクルマに関する業務委託	災害対策ドローンに関する業務委託	普及啓発に関する業務業務
5月	業務委託契約締結							
6月	事務局会議、TFの開催（随時）	TF開催（随時）	検討チーム会合開催（随時）	検討会（TF）開催（随時）	実施の準備・実証	事業適地調査	第1回会議	
7月							ヒアリング調査	
8月		ヒアリング調査等		ヒアリング調査等				
9月		中間とりまとめ	ヒアリング調査等			中間とりまとめ		
10月	第1回PT会合	統一要請				F/S調査	第2回会議	普及啓発イベント
11月					実施の準備・実証			普及啓発イベント
12月								
1月							第3回会議・とりまとめ	
2月	第2回PT会合	最終とりまとめ	策定・とりまとめ	とりまとめ	とりまとめ	とりまとめ	とりまとめ	普及啓発イベント
3月	業務完了、業務報告書提出							

(参考) プロジェクトの推進体制 (第2回 PT 会合資料より)



## 7 留意事項

### (1) 県との協議及び総括責任者の設置

ア 受託者は、本業務の実施において、県と十分協議の上行うこと。

イ 委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している統括責任者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、業務の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

ウ 何らかのトラブルが発生した場合は、統括責任者は県に遅滞なく報告するとともに、県と連携の上、すみやかに解決を図ること。

### (2) プロジェクトチームやプロジェクト関係企業との連携

プロジェクトの提案者である株式会社プロドローンを始めとしたプロジェクトチームメンバー、ローンチモデル検討チームに携わるネットワークメンバー及び愛知県が別に発注する関連事業（普及啓発業務 等）の委託業務受託者と連携を図ること。

### (3) 委託事業間の連携

各事業の調査結果については、愛知県が別に発注する関連事業（物流ドローン社会実装モデル推進事業 等）と連携し、プロジェクト推進に必要な情報についても必要に応じて収集するなど連携すること。

### (4) 調整能力及び空モビリティに関する専門的知見を有する人材の配置

本事業は、同プロジェクトに多くの企業・有識者などが関係するとともに、ドローンや空飛ぶクルマ等の空モビリティに関しての技術・法令・政策動向など専門的知見を要することから、空モビリティの関連事業などの企画・調整経験を有する等の調整能力の高い人材及び空モビリティの関連にする専門的知見を有する人材を配置すること

### (5) 著作権等の保護

ア 業務に当たり使用する図表や画像、データなどの著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を

侵害したときは、受託者が、その一切の責任を負うこととする。

イ 成果品について、第三者の著作権等の権利を侵害していないことを保証すること。

ウ 著作権を始め、本業務の成果物における一切の権利は、県に帰属するものとするが、すでに受託者が持っている著作権を活用した成果物など、受託者が特に必要と認める場合は、県と受託者との協議のうえ、県の業務に支障がない範囲において、著作権を受託者の帰属とすることができる。

#### (6) 情報管理

ア 受託者は、調査の遂行に当たっては県、企業、個人等の情報漏洩等がないよう情報管理、機密保持に万全を期すること。

イ 受託者は、本業務の遂行にあたり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

ウ 個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。

#### (7) 一括再委託の禁止

委託業務の全部及び主要部分を一括して第三者に再委託しないこと。事業の一部を再委託する場合は、再委託する業務の内容及び必要性等を十分勘案し、事前に協議すること。

#### (8) 業務期間中の費用負担及び契約金額の支払い

本業務を遂行するに当たって発生する費用は受託者の負担とし、その業務の対価として受託者に支払う契約代金は業務完了後、受託者の請求に基づき県が支払うものとする。

#### (9) 業務完了後の会計帳簿及び証拠書類の取り扱い等

ア 受託者は業務完了後5年間、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるように保有しなければならない。

イ 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。

#### (10) その他

本業務の実施にあたり、県から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。なお、この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県と受託者が協議して決めるものとする。